令和3年度国民健康保険事業費納付金 及び標準保険料率等について(案)

- 〇 平成30年度から、県は市町村とともに国民健康保険の保険者となり、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、保険給付費(医療費から本人負担を除いた額)等の支払に必要な額を市町村へ交付しています。また、県は、各市町村の国民健康保険事業費納付金額等を踏まえ、標準的な保険料水準として「標準保険料率」を市町村へ通知し、公表することとされています。
- 〇 今般, 県において, 令和3年度の国民健康保険事業費納付金や標準保険料率(案)の算定を行ったため, ここに公表するものです。
- (注) この資料の「一人当たり保険税必要額」は、低所得者に対する軽減措置のほか、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減、保険税の収納率等を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なります。



令和3年2月12日 鹿児島県くらし保健福祉部 国民健康保険課

< 目 次 >

1 主な前提等	
(1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提	····· P 1
(2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について	P 2
(3) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数	
及び県が定める額	Р 3
(4) 年齢調整後医療費指数	P 5
(5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映	P 6
2 算定結果	
(1) 一人当たり保険税必要額及び激変緩和措置	P 7
(2) 国民健康保険事業費納付金	····· P13
(3) 標準保険料率等	····· P14
(4) 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)	····· P17
参考資料	
更得負担 鹿児島県国民健康保険運営方針<概要版>の抜粋	····· P18

1 (1) 国民健康保険事業費納付金等の算定に係る主な前提

【主な前提】

- (1) 令和3年度の公費拡充のうち、約1,770億円を反映(全国ベース)。
 - ※ 本県では、32億円程度の公費拡充を反映。
- (2) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年額)と丈比べを行い、保険税負担が急激に上昇しないよう激変緩和措 置を行う。
 - ※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法 を用いている。
- (3) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針に記載のとおり)
 - α (医療費指数反映係数) = 1
 - β (所得シェア反映係数) =本県の所得係数

(医療分:0.68程度,後期高齢者支援金等分:0.71程度,介護納付金分:0.70程度)

- ・ 標準的な収納率は、平成29年度~令和元年度の3ヶ年平均
- 標準的な算定方式は3方式
- 「R3保険税必要額(標準保険料率ベース)」は、令和3年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。
- ・ 「H28保険税必要額 (H28決算ベース)」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の 決算額 (決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。
- (4) 激変緩和措置に係る主な前提
 - ・ 「R3保険税必要額(標準保険料率ベース)」が、 「H28保険税必要額(H28決算ベース)」から一定割合を超えて上昇する場合は、特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。 (一定割合=4.78%(単年度換算0.94%))
 - ・ 激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、令和元年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる額を6分の1ずつ減らし、令和3年度は6分の3を措置している。

1 (2) 国民健康保険事業費納付金等における本県の主な算定方針等について

	項 目	算 定 方 針 等		
1	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。	統一の保険料水準とはしない。 (※統一に向けては引き続き検討)		
算 算 基 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。		
針的な	③納付金として集め,また,保険給付費等交付金で交付する対象範囲を療養の給付等以外 の出産育児一時金,葬祭費,保健事業等に拡大するか。	対象範囲は拡大しない。		
2	① $lpha$ (医療費指数反映係数)の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)		
主に納	②β (所得シェア反映係数) の設定の仕方 (医療分,後期高齢者支援金等分,介護納付金分) ※必要に応じ,β'についても設定	eta =所得係数を基本 (激変緩和で eta の調整は基本行わない)		
係数,方針	③賦課限度額 (医療分,後期高齢者支援金等分,介護納付金分,市町村標準保険料率の算定にも当該 賦課限度額を用いる)	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (R2:医療分63万円,後期分19万円,介護分17万円)		
必要	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。		
な	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際,世帯数や資産税総額を勘案する かどうか	世帯数を勘案する。(=3方式(所得割,均等割,平等割))		
3 主	①標準的な収納率 (医療分,後期高齢者支援金等分,介護納付金分/各市町村の規模別等)	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。		
に標	②標準的な算定方式(2方式、3方式、4方式)	3方式(所得割,均等割,平等割)		
準保 数 数 料	③所得割指数,資産割指数,均等割指数,平等割指数 (医療分,後期高齢者支援金等分,介護納付金分)	所得割指数=1.0,均等割指数=0.7, 平等割指数=0.3		
方針室に必要	④県繰入金(1号分)を活用した激変緩和措置の調整する範囲 (標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準)	平成28年度からの自然増率(標準保険料率の算定に必要な保険料総額ベース) ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定 ※H31以降、激変緩和措置額を充てる額を6分の1ずつ減		
な係	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い(再掲)	2④と同じ		

※考え方は国保運営方針に記載のとおり

1 (3) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

<ポイント>

- 国民健康保険事業費納付金の算定については、「鹿児島県国民健康保険条例(以下「条例」という。)」、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令(以下「省令」という。)」及び「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(以下「算定政令」という。)」の規定において、毎年度知事又は都道府県が定めることとされている係数がある。
- O これらの係数は、納付金の算定上重要な係数であるため、あらかじめ、都道府県国民健康保険運営方針でその算定方針等を定めることとされており、本県においては平成29年11月に作成した「鹿 児島県国民健康保険運営方針」でこれらの算定方針等を定めている。

<知事が定める数>

1万 米 2	_	知事が定める数	_	40 this +0 -	解説		
係数名	<参考>R2年度	<参考>R2年度 R3年度		根拠規定	月年 お兀		
医療費指数反映係数	1	1	0	条例第11条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 α 」。 ・各市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)を納付金の配分にどの程度反映させるかを決定する係数である。 ・ $0 \le \alpha \le 1$ で知事が定めることとされており、本県では医療費水準を全て納付金の配分に反映させるため、「1」とする。		
一般納付金所得係数	0. 6799461305307	0. 6856803115128	0. 0057341809821				
後期高齡者支援金等納付金 所得係数	0. 7090422331325	0. 7120592922175	0. 0030170590850		・厚労省の納付金等ガイドラインでは「 β 」。 ・納付金の配分において、応能:応益= β : 1 とすることとされており、本県では「所得係数=本県の一人当たり所得金額/全国平均の一人当たり所得金額」とすることとしている。 …・ β の計算は厚労省が行い、R2、12、25付けの国確定係数通知で示されている。		
介護納付金納付金所得係数	0. 6975537727696	0. 7019944503443	0. 0044406775747				
一般納付金被保険者均等割 指数	0. 7	0. 7	0	条例第16条			
後期高齡者支援金等納付金 被保険者均等割指数	0. 7	0. 7	0	条例第20条	・納付金の配分において、均等割(被保険者数割)と平等割(世帯数割)を按分するための係数。 ・均等割指数は0く指数<1で知事が定めることとされており、本県では均等割:平等割=7:3とし、均等割指 数は「0.7」とすることとしている。		
介護納付金納付金被保険者 均等割指数	0. 7	0. 7	0	条例第24条			
一般納付金基礎額調整係数	0. 8433111432425	0. 8412677506898	-0. 0020433925527	省令第10条	・厚労省の納付金等ガイドラインでは「γ」。 ・納付金基礎額を市町村に按分した後に、納付金基礎額と按分後の市町村計を合わせるための調整係数であ		
後期高齢者支援金等納付金 基礎額調整係数	0. 9999999978457	0. 9999999980161	0. 0000000001704	省令第16条	る。 ・省令では、計算式を2通り規定し、知事が選択することとされている。本県では第1号の計算式を選択する (納付金算定において標準収納割合の調整は行わない)こととしている。 ・一般納付金基礎額調整係数(医療分)では、医療費水準を反映させることから調整係数が「0.84程度」と		
介護納付金納付金基礎額調 整係数	0. 999999937558	0. 999999935504	-0. 0000000002054	省令第25条	なっているが、後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数と介護納付金納付金基礎額調整係数は端数調整のみであるためほぼ「1」となる。		

く県が定める額>

係数名	県が定める額	根拠規定	解説
市町村別納付金減算額(一 部)	別紙(次ページ)のとおり	13条第 1	・各市町村の納付金額を算定する際に、高額医療費共同負担金(国1/4、県1/4)と特別高額医療費負担金(国が予算の範囲内で一部を負担)の額を市町村ごとに減算する額。 ・算定政令では、当該負担金の額を減算するか、減算しないか2通り規定し、いずれかを都道府県が選択することとされている。本県では高額医療費の共同負担を行わない(国保運営方針の「基礎的な算定方針」参照)ため、当該負担金の額を各市町村の納付金額から減算している。

1 (3) 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定に当たり知事が定める数及び県が定める額

別紙(県が定める額)

(単位:円)

			I			<u> </u>	
市町村名		*第13条第1号に基づき県が5分を各市町村の納付金額から		算定政令第13条第2号に基づき県が定める額 (特別高額負担金分を各市町村の納付金額から減算する額)			
	<参考>R 2 年度	R 3 年度	R 3 – R 2	<参考>R2年度	R3年度	R 3 – R 2	
鹿児島市	981, 112, 259	984, 859, 068	3. 746. 809	47, 417, 428	59, 202, 822	11, 785, 394	
鹿 屋 市	163, 040, 651	161, 012, 951	▲ 2,027,700	3, 393, 851	4, 311, 261	917, 410	
枕崎市	45, 196, 845		221, 522	680, 381	822, 158	141, 777	
阿久根市	49, 072, 091	47, 245, 937	▲ 1, 826, 154	2, 162, 244	2, 401, 805	239. 561	
奄 美 市	96, 815, 171	71, 488, 072	▲ 25, 327, 099	2, 206, 591	1, 795, 010	▲ 411, 581	
出 水 市	93, 245, 875	94, 460, 575	1, 214, 700	1, 597, 161	1, 858, 190	261, 029	
伊 佐 市	38, 369, 604	52, 785, 202	14, 415, 598	1, 652, 454	726, 125	▲ 926, 329	
指 宿 市	29, 188, 937	86, 109, 608	56, 920, 671	81, 393	2, 345, 456	2, 264, 063	
西之表市	158, 966, 825	35, 826, 392	▲ 123, 140, 433	3, 354, 558	1, 504, 124	1 , 850, 434	
指 宿 市 西 之 表 市 垂 水 市	88, 098, 446	27, 122, 672	▲ 60, 975, 774	4, 696, 519	404, 588	4 , 291, 931	
薩摩川内市	78, 857, 065	154, 948, 801	76, 091, 736	2, 284, 314	2, 935, 560	651, 246	
日 置 市	210, 147, 694	82, 457, 830	▲ 127, 689, 864	4, 067, 059	4, 186, 822	119, 763	
曽 於 市	54, 823, 984	71, 390, 338	16, 566, 354	1, 416, 684	2, 005, 016	588, 332	
いちき串木野市	62, 447, 874		▲ 7, 341, 255	920, 185	2, 021, 448	1, 101, 263	
南さつま市	57, 089, 481	64, 084, 525	6, 995, 044	2, 102, 386	2, 198, 995	96, 609	
霧 島 市	66, 475, 244	202, 470, 992	135, 995, 748	1, 310, 380	4, 117, 287	2, 806, 907	
志 布 志 市 南 九 州 市	74, 742, 253	57, 484, 271	▲ 17, 257, 982	1, 689, 278	2, 198, 214	508, 936	
南九州市	57, 754, 206	74, 088, 688	16, 334, 482	763, 177	1, 771, 413	1, 008, 236	
姶 良 市	131, 027, 807	134, 670, 114	3, 642, 307	1, 888, 013	3, 474, 530	1, 586, 517	
長島 町	828, 908	27, 909, 457	27, 080, 549	0	674, 813	674, 813	
大 崎 町	1, 886, 413	25, 945, 870	24, 059, 457	226, 381	506, 120	279, 739	
東串良町	42, 129, 059	20, 958, 374	▲ 21, 170, 685	1, 222, 751	968, 927	▲ 253,824	
東串良町中種子町	28, 244, 647	19, 522, 056	▲ 8, 722, 591	644, 557	1, 399, 127	754, 570	
東 串 良 町 中 種 子 町 南 種 子 町	20, 571, 519	12, 129, 777	▲ 8, 441, 742	441, 802	205, 998	▲ 235, 804	
三島村	27, 674, 819	1, 673, 746	▲ 26, 001, 073	99, 085	0	▲ 99, 085	
十 島 村	17, 938, 183	2, 188, 254	▲ 15, 749, 929	183, 318	216, 947	33, 629	
大 和 村	17, 588, 563	2, 627, 894	1 4, 960, 669	702, 857	0	▲ 702,857	
宇 検 村	15, 862, 883	3, 510, 826	▲ 12, 352, 057	172, 000	0	▲ 172, 000	
瀬戸内町	33, 324, 954	14, 994, 649	▲ 18, 330, 305	1, 083, 549	82, 016	1 , 001, 533	
龍郷町	19, 420, 593	11, 551, 793	▲ 7, 868, 800	747, 290	538, 292	▲ 208, 998	
喜 界 町	11, 742, 162	16, 551, 812	4, 809, 650	120, 175	535, 371	415, 196	
徳 之 島 町 天 城 町	28, 501, 474		▲ 5, 349, 527	177, 552	1, 478, 451	1, 300, 899	
天 城 町	3, 141, 472	15, 538, 823	12, 397, 351	0	1, 342, 851	1, 342, 851	
伊 仙 町	4, 111, 130	14, 125, 166	10, 014, 036	0	0	0	
和 泊 町	14, 111, 208	12, 285, 092	▲ 1,826,116	0	365, 387	365, 387	
知 名 町	12, 966, 711	15, 813, 590	2, 846, 879	565, 553	274, 289	▲ 291, 264	
与 論 町 さつま町	18, 373, 025	9, 420, 803	▲ 8, 952, 222	558, 651	0	▲ 558, 651	
さつま町	23, 954, 828	39, 906, 344	15, 951, 516	1, 079, 504	1, 584, 777	505, 273	
湧 水 町	17, 384, 402	20, 665, 961	3, 281, 559	950, 587	455, 782	494 , 805	
錦江町	14, 319, 928	19, 372, 451	5, 052, 523	0	1, 318, 349	1, 318, 349	
南大隅町	13, 571, 835	18, 432, 575	4, 860, 740	463, 533	315, 748	▲ 147, 785	
肝付町	12, 984, 840		21, 179, 653	201, 147	1, 254, 287	1, 053, 140	
屋久島町	11, 539, 692	28, 339, 485	16, 799, 793	215, 671	266, 660	50, 989	
計	2, 948, 645, 560	2, 913, 812, 260	▲ 34, 833, 300	93, 540, 019	114, 065, 016	20, 524, 997	

1 (4) 年齢調整後医療費指数

<ポイント>

- 年齢調整後医療費指数は、各市町村の「年齢構成の差異を調整した医療費水準」であり、この水準が全国平均と同じである場合は指数は1となり、全国平均より高い場合は1より高く、低い場合は1より低くなる。
- 〇 年齢調整後医療費指数は、過去3ヶ年(H29~R1)の各年齢階級(5歳階級別)における全国平均の一人当たり医療費、 各市町村の一人当たり医療費実績及び被保険者数から算出され、各市町村の納付金の算出に用いられる。

市町村名	〈参考〉R2年度	R 3 年度	R3-R2	市町村名	〈参考〉R2年度	R 3 年度	R3-R2
鹿児島市	1. 2213600123508	1. 2277166187502	0. 0063566063994	長 島 町	1. 2492343075599	1. 2746847432631	0. 0254504357032
鹿 屋 市	1. 0463203079094	1. 0424163354840	▲ 0. 0039039724254	湧 水 町	1. 2456296785669	1. 2675648507343	0. 0219351721674
枕崎市	1. 2802143360255	1. 2853376648202	0. 0051233287947	大 崎 町	1. 0874935927580	1. 0834592247633	▲ 0.0040343679947
阿久根市	1. 2910833515594	1. 2911437265801	0. 0000603750207	東串良町	1. 1258313247987	1. 1459051406989	0. 0200738159002
出 水 市	1. 1996205626270	1. 2013689241812	0. 0017483615542	錦江町	1. 1644666256625	1. 1663370729753	0. 0018704473128
指宿市	1. 1830998381613	1. 1609393748954	▲ 0. 0221604632659	南大隅町	1. 2009454864250	1. 2720530891090	0. 0711076026840
西之表市	1. 0275240242745	1. 0005670672351	▲ 0. 0269569570394	肝 付 町	1. 1563101449470	1. 1635631465859	0.0072530016389
垂 水 市	1. 1663667230082	1. 1496098179848	▲ 0. 0167569050234	中種子町	1. 0064998427815	1. 0192985333583	0. 0127986905768
薩摩川内市	1. 2100441591209	1. 2106975367969	0. 0006533776760	南種子町	0. 9969068516965	1. 0433783492263	0. 0464714975298
日 置 市	1. 2142329948122	1. 2117538799351	▲ 0. 0024791148771	屋久島町	1. 0027875931106	1. 0027193888460	▲ 0.0000682042646
曽 於 市	1. 1626246449567	1. 1660475311563	0. 0034228861996	大 和 村	1. 2189036845102	1. 1500488193225	▲ 0.0688548651877
霧島市	1. 2582647492926	1. 2558167476457	▲ 0. 0024480016469	宇検村	1. 0530080729341	0. 9649343653031	▲ 0.0880737076310
いちき串木野市	1. 3259004473348	1. 3517742412884	0. 0258737939536	瀬戸内町	1. 1880039296360	1. 1606249123565	▲ 0.0273790172795
南さつま市	1. 3355731181809	1. 3403900736121	0. 0048169554312	龍 郷 町	1. 2075345233811	1. 1528333854093	▲ 0.0547011379718
志布志市	1. 0608843095240	1. 0760591885233	0. 0151748789993	喜 界 町	0. 9547148443673	0. 9703731426877	0. 0156582983204
奄 美 市	1. 0397809738700	1. 0433798214072	0. 0035988475372	徳之島町	1. 0151686828808	1. 0276015780172	0. 0124328951364
南九州市	1. 2818868213177	1. 2762253935053	▲ 0. 0056614278124	天 城 町	1. 1416054061779	1. 1484487012905	0.0068432951126
伊 佐 市	1. 2548631236644	1. 2409333840413	▲ 0. 0139297396231	伊 仙 町	1. 0442148321253	1. 0596171358989	0. 0154023037736
姶 良 市	1. 1844834541191	1. 1966364765823	0. 0121530224632	和 泊 町	0. 8431878984910	0. 8558623377187	0. 0126744392277
三 島 村	1. 3970195253383	1. 5749026980349	0. 1778831726966	知 名 町	0. 9512162578604	0. 9741476902541	0. 0229314323937
十 島 村	1. 0652845269595	1. 1235271513702	0. 0582426244107	与 論 町	0. 8929941875296	0. 8516647982378	▲ 0.0413293892918
さつま町	1. 2832565314808	1. 2829498635454	▲ 0.0003066679354				

1 (5) 国民健康保険事業費納付金等の算定における公費の拡充の反映

<ポイント>

- 〇 平成30年度からの公費拡充のうち、納付金等の令和3年度本算定では約1,770億円(全国ベース)を算入することとされ、本県では 32億円程度を反映している。
- 本算定で算入されていない100億円は特別調整交付金(市町村分)である(令和3年度執行ベースで拡充される。)。

				R 3 年度本算定						
			R3政府予算案	本県配分額	頁 全国ベースに 占めるシェア	R3本算定への 反映方法				
合	計		1, 770億円	32.3億円	1.8%					
	財政	文調整機能の強化	800億円	16. 7億円	2. 1%					
		普調	450億円	12. 6億円	2. 8%	納付金算定基礎額から差し 引く				
		暫定措置 (特例]關整交付金)	150億円	2.1億円	1. 4%	激変緩和措置に活用※3				
		特調(都道府県分)	100億円	2. 0億円	2. 0%	納付金算定において各市町 村へ再配分				
		特調 (市町村分)	100億円	_	_	執行ベースで配分				
	保隙	食者努力支援制度	912億円 ※別途特調から88億円	14. 5億円 ※別途特調整から1. 5億円	1. 6%					
		都道府県分	500億円	7. 6億円	1. 5%	納付金算定基礎額から差し 引く				
		市町村分	412億円 ※別途特調から88億円	6. 9億円 ※別途特調から1. 5億円	1. 7%	標準保険料率の算定に必要 な保険料額から差し引く				
		高額医療費共同事業への国 助の拡充	60億円	1.1億円	1. 8%	各市町村の納付金額から差 し引く				

- (※1) 普調のR3年度本算定本県配分額は、R1年度決算ベース普調の本県配分割合2.8%に450億円を乗じて算出したもの。
- (※2) 特調(都道府県分)のR3年度本算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4億円)。
- (※3) 暫定措置額のほかに特別調整交付金による追加激変緩和措置として全国ベース60億円(本県配分額0.8億円)が配分されている。 (ただし、公費拡充分ではないため、本表には記載していない。)

2 (1) ① 一人当たり保険税必要額の概要

激变緩和前

仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和前の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

(注) このページは激変緩和前の数値であり、 最終的な算定結果ではない。最終的な数値は 10ページの「激変緩和後」を参照。

- ・ R 3 保険税必要額(標準保険料率ベース) 102,123円 A (年額)
 - ※ 国の公費拡充分をほぼ反映(ただし激変緩和措置に用いる財源は投入していない)。
 - ※ 標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
 - ※ 医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計額。
- ・ <u>H28保険税必要額(H28決算ベース)</u>

<u> 97.461円 B (年額)</u>

比較 A-B (伸び率)

+ 4.662円(+4.78%)

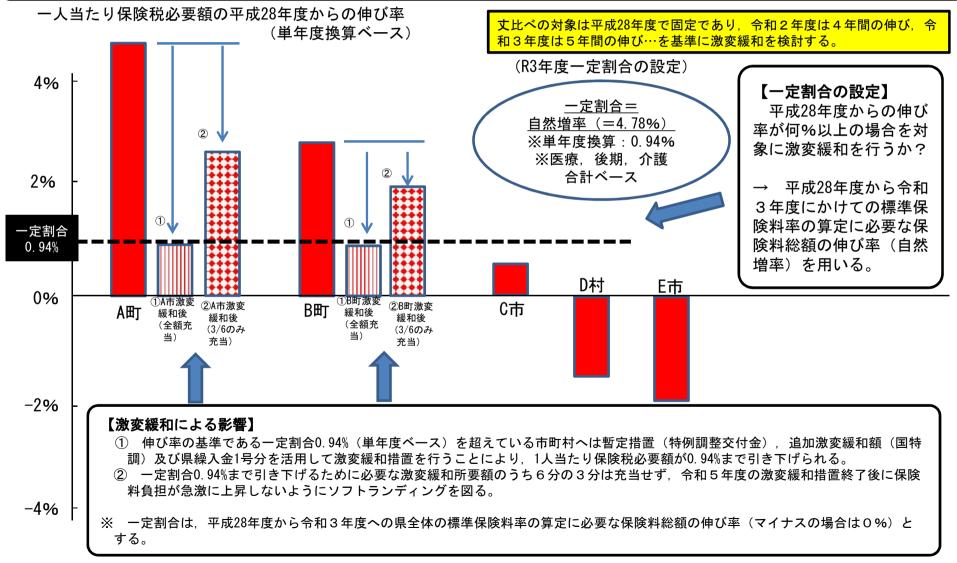
※単年度換算+0.94%

- ※ この金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を 反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。
- 県平均の一人当たり保険税必要額 (A-B) が増加する主な理由
 - ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により、平成28年度と比較して令和3年度は一人当たり保険給付費等の 増加が見込まれるため。
 - ・ これは、被保険者数全体は減少傾向にあるものの、団塊の世代(1947~49年生まれ)が、平成29年度から70歳以上に移行していることなどを背景に、年齢構成がより一層高くなっていることなどが要因と考えられる。
- イ 個別市町村の状況(H28年度比較)
 - ・ 増加した市町村 34市町村
 - ・ 減少した市町村 9町村
 - 個別の市町村で増減が発生する主な理由(制度改革に伴う理由)
 - 平成29年度までは、市町村がそれぞれ、実際にかかった保険給付費等を負担し、公費等を受け入れていたが、 平成30年度からの新制度では、保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度 により負担することに加え、国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れること となり、公費等の入り方が変わったため。

2 (1)② 一人当たり保険税必要額の激変緩和について

<ポイント>

- 〇 令和3年度の一人当たり保険税必要額の伸び率が、平成28年度決算ベースと比較して一定割合(4.78%(単年度換算0.94%))以上に増加する 市町村に対しては、激変緩和措置を行い、伸び率を一定割合以下に引き下げる。
- なお、激変緩和措置終了後に保険料負担が急激に上昇しないように、令和元年度算定から、一定割合を超える額に対して充てる金額を6分の 1 ずつ減らしている(令和3年度は所要額の6分の3を措置)。



2 (1) ③ 激変緩和措置の概要

<ポイント>

〇 令和3年度の一人当たり保険税必要額の伸び率を一定割合(4.78%(単年度換算0.94%))以下に引き下げるための所要額の6分の3の額として、総額約14億円の激変緩和措置額が必要となり、その財源は特例調整交付金、追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分を用いている。

		激変緩和前	滂	效変緩和後	
— 5	定割合(※)	_	合計 医療分 後期高齢者支援金等分 介護納付金分	3.95% 単年度換算:0.78% 2.33% 単年度換算:0.46% 9.26% 単年度換算:1.79% 3.59% 単年度換算:0.71%	
下	限設定	1		なし	
激	变緩和措置額	1	14	億05百万円	
	暫定措置(特例調整交付金)	_	21	意10百万円	
財源	追加激変緩和額(国特調)			84百万円	
	県繰入金1号分		11億11百万円		
特值	列基金の活用	_	なし		
よん	ー人当たり保険税必要額(本算定に る標準保険料率ベース) A 県平均,年間)	102, 123円	101, 315円		
よん	-人当たり保険税必要額(本算定に る標準保険料率ベース)AのH28決算 -スBからの伸び率(県平均, 年間)	4. 78% (単年度換算:0. 94%)	3. 95% (単年度換算:0. 78%)		
	最大伸び率	71. 29% (単年度換算:11. 36%)	33.61% (単年度換算:5.97%)		
	最小伸び率	▲18.24% (単年度換算:▲3.95%)	▲18.24% (単年度換算:▲3.95%)		
	増加市町村数	34	34		
	減少市町村数	9		9	

[※] 一定割合は、平成28年度から令和3年度への標準保険料率の算定に必要な保険料総額(県全体)の伸び率である(マイナスの場合は0%)。 -9-

2 (1) ④ 一人当たり保険税必要額の概要

激变緩和後

仮算定結果の保険税必要額への影響 (激変緩和後の概要)

- ア 一人当たり比較(県平均)
 - ・ R3保険税必要額(標準保険料率ベース) 101、315円 A (年額)
 - ※ 国の公費拡充分をほぼ反映。
 - ※ 標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。
 - ※ 医療給付費分,後期高齢者支援金等分,介護納付金分の合計額。
 - ・ H28保険税必要額(H28決算ベース) 97,461円 B (年額)
 - 比較 A-B (伸び率)

+ 3. 854円 (+3. 95%) ※単年度換算+0. 78%

- ※ この金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映 していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。
- 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額が減少(102,123円→101,315円(▲808円))する理由
 - ・ 激変緩和措置において、暫定措置(特例調整交付金),追加激変緩和額(国特調)及び県繰入金1号分(激変緩和用)の活用を行ったことにより、県全体の保険税必要額が減少したため。
- イ 個別市町村の状況(H28年度比較)
 - ・ 増加した市町村 34市町村
 - ・ 減少した市町村 9町村

【参考:令和2年度本算定との比較】

- · R2保険税必要額(標準保険料率ベース) 116,075円 C (年額)
- 比較 A-C (伸び率)
 ▲14,760円 (▲12.7%)
- 令和2年度と比べ、県平均の一人当たり保険税必要額が減少(116,075円→101,315円(▲14,760円))する理由
 - ・ 本県における市町村国保の前期高齢者加入割合が上昇していることなしているどを背景に、社会保険診療報酬支払基金から県に交付される前期高齢者交付金(前期高齢者の偏在による財政調整)が増額しているため。

2 (1) ⑤ 一人当たり保険税必要額(市町村ごとの状況・激変緩和措置前後比較)

市町村単位の保険税必要額への影響(激変緩和の前後)

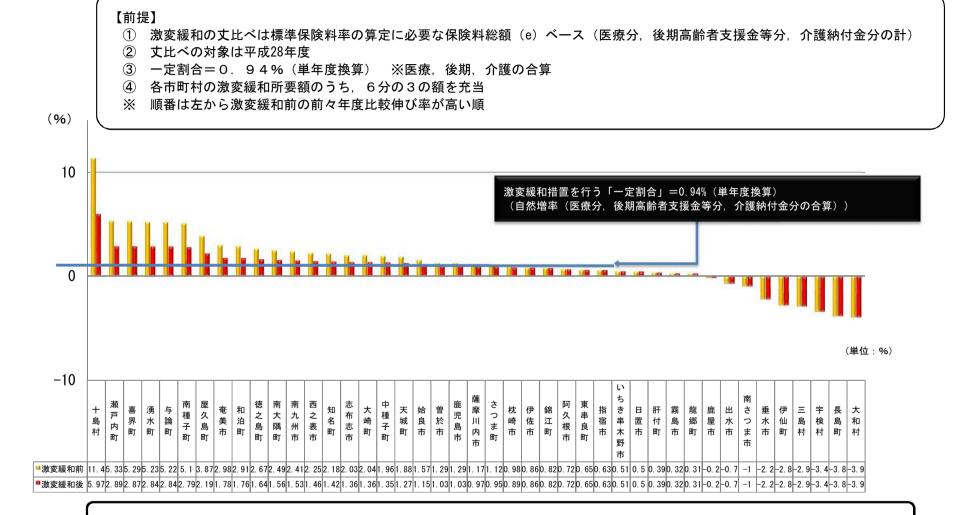
【激変緩和】 前提:一定割合=4.78%(単年度換算0.94%)

※市町村の順番は、④ (激変緩和前の伸び率)が高い順である。

【激変緩和】 削提:	: 一定割合=4. /8	一人当たり保険税必要額									
H28決算		R 3 標準保険料率ベース A									
+- m-++ &	ベース B	激変緩和前									
市町村名	A #=	ᄉᇶ	H28決算ベースB	F /= /= 1	単年度換算	ᄉᇶ	H28決算ベースB	5.左体***	単年度換算		
	金額	金額	との差額	5年伸び率	伸び率	金額	との差額	5年伸び率	伸び率		
	(1)	(2)	③ (②-①)	4 (3 / 1)	⑤(④単年度換算後)	6	(6)-(1)	(7)/(1))	⑨ (⑧単年度換算後)		
	円	円	円	%	%	円	円	%	%		
十 島 村	68, 077	116, 611	48, 534	71. 29	11. 36	90, 955			5. 97		
瀬戸内町	64, 169	83, 196	19, 027	29. 65	5. 33	73, 985	9, 816	15. 30	2. 89		
喜 界 町 湧 水 町	67, 719	87, 623	19, 904	29. 39	5. 29	77, 999	10, 280	15. 18	2. 87		
通 水 町	88, 632 80, 082	114, 350	25, 718	29. 02	5. 23	101, 972	13, 340	15. 05 15. 03	2. 84 2. 84		
与 論 町		103, 286	23, 204	28. 98		92, 116					
南種子町屋久島町	90, 828 69, 658	116, 495 84, 213	25, 667 14, 555	28. 26 20. 89	5. 10 3. 87	104, 222 77, 637	13, 394 7, 979	14. 75 11. 45	2. 79		
	73, 499	84, 213 85, 132	11, 633	20. 89 15. 83	3. 87 2. 98	80, 276	6, 777		1. 78		
奄 美 市 和 泊 町	75, 499 85, 238	98, 369	13, 131	15. 41	2. 96 2. 91	92, 997	7. 759		1. 76		
徳之島町	64, 521	73, 603	9, 082	14. 08	2. 67	69, 971	5, 450		1. 64		
南大隅町	98, 690	111, 601	12, 911	13. 08	2. 49	106, 655	7. 965				
南九州市	118, 707	133, 705	14, 998	12. 63	2. 41	128, 073	9. 366				
西之表市	82, 393	92, 081	9, 688	11. 76		88, 571	6, 178		1. 46		
知 名 町	78, 709	87, 658	8, 949	11. 37	2. 18	84, 439	5, 730	7. 28	1. 42		
大 崎 町	94, 113	104, 130	10, 017	10.64	2. 04	100, 698	6, 585	7.00	1.36		
志 布 志 市 中 種 子 町 天 城 町	92, 879	102, 680	9, 801	10. 55	2. 03	99, 384	6, 505		1. 36		
中 種 子 町	96, 892	106, 782	9, 890	10. 21	1. 96	103, 614	6, 722	6. 94	1. 35		
天 城 町	63, 013	69, 163	6, 150	9. 76		67, 129	4, 116		1. 27		
始 良 市	96, 524	104, 358	7, 834	8. 12	1. 57	102, 203	5, 679	5. 88	1. 15		
<u>鹿児島市</u> 曽 於 市	101, 783 109, 023	108, 526	6, 743 7, 217	6. 62	1. 29	107, 111 114, 755	5, 328				
曽 於 市 薩摩川内市	93, 487	116, 240 99, 099	7, 217 5, 612	6. 62 6. 00	1. 29 1. 17	98, 122					
産産川内市	106, 830	112, 950	6, 120	5. 73	1. 17	112, 018			0. 95		
枕崎市	112, 590	118, 203	5, 613	4. 99		117, 686	5, 100		0. 89		
伊佐市	97, 839	102, 096	4, 257	4. 35	0. 86	102, 096	4. 257	4. 35	0. 86		
錦江町	107, 058	111, 537	4, 479	4. 18	0.82	111, 537	4, 479		0. 82		
阿久根市	97, 950	101, 506	3, 556	3. 63	0. 72	101, 506	3, 556		0. 72		
東串良町	123, 454	127, 527	4, 073	3. 30	0. 65	127, 527	4, 073	3. 30	0. 65		
指 宿 市	105, 110	108, 480	3, 370	3. 21	0. 63	108, 480	3, 370		0. 63		
いちき串木野市	101, 118	103, 716	2, 598	2. 57	0. 51	103, 716			0. 51		
日置市	102, 620	105, 201	2, 581	2. 52	0. 50	105, 201		2. 52	0. 50		
肝 付 町	94, 956	96, 834	1, 878	1. 98		96, 834	1, 878		0. 39		
霧島市	94, 379	95, 918	1, 539	1.63	0. 32	95, 918	1, 539		0. 32		
龍 郷 町 鹿 屋 市	102, 395 93, 962	103, 991 93, 196	1, 596 ▲ 766	1. 56 ▲ 0. 82	0. 31 A 0. 16	103, 991 93, 196	1, 596 ▲ 766				
鹿 屋 市 出 水 市	93, 962 89, 804	93, 196 86, 649	▲ 766 ▲ 3, 155	▲ 0.82 ▲ 3.51	▲ 0.16 ▲ 0.71	93, 196 86, 649					
南さつま市	112, 958	107, 573	▲ 5, 185 ▲ 5, 385	▲ 3.31 ▲ 4.77	▲ 0.71 ▲ 0.97	107, 573	▲ 5, 155 ▲ 5, 385				
垂水市	98, 493	88. 037	▲ 10, 456	▲ 10.62	▲ 2. 22	88. 037			▲ 2.22		
伊仙町	68, 941	59, 813	▲ 9, 128	▲ 13.24	▲ 2. 80	59, 813		▲ 13. 24			
三島村	171, 935	148, 368	▲ 23, 567	▲ 13.71	▲ 2.91	148, 368		▲ 13.71			
宇検村	80, 451	67, 684	▲ 12, 767	▲ 15.87	▲ 3.40	67, 684		▲ 15.87			
長 島 町	112, 842	92, 836	2 0,006	▲ 17.73	▲ 3.83	92, 836	▲ 20,006	▲ 17.73	▲ 3.83		
大 和 村	114, 823	93, 875	▲ 20, 948	▲ 18.24	▲ 3.95	93, 875	▲ 20, 948		▲ 3.95		
県計	97,461	102, 123	4,662	4.78		101, 315			0. 78		

⁽注)この表の金額は,低所得者に対する国保税の軽減措置や,一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため,被保険者の実際の負担額とは異なる。

2 (1) ⑥ 一人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率(激変緩和措置前後比較)



【結果】

- ① 激変緩和措置のための所要額は14億05百万円
 - (財源内訳) 暫定措置(特例調整交付金):2億10百万円,追加激変緩和額(国特調):84百万円,県繰入金 1 号分:11億11百万円
- ② 平成28年度からの伸び率0.94%を上限に激変緩和措置を行った後、激変緩和所要額の県繰入金1号分については6分の3のみ充当した。

2 (2) 国民健康保険事業費納付金

<ポイント>

O 国民健康保険事業費納付金は、平成30年度以降、市町村が徴収した国保税や市町村向けの公費支援額等を財源として県に納めるものであり、県は、翌年度の保険給付費等を推計した上で、各市町村から徴収する納付金額をそれぞれの市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)や所得水準等をもとに算定する。

3.32 3,	Haller 11110 District	, o 11/17 = 12/2		The particular of the control of the			3 2 3 21 - 31 72	, .		(辛四:11)
市町村名	40 Hz / 17 84 dv / 1	医療給付費分	1.51	An III (D BA de 1)	後期高齢者支援金等分	1.01	介護納付金分	R 3 年度計	【参考】R2年度計	増減額
鹿児島市	一般被保険者分 11,795,361,934	退職被保険者等分 7, 493, 679	小計 11, 802, 855, 613	一般被保険者分 3,128,589,039	退職被保険者等分 2,218,506	小計 3, 130, 807, 545	958, 781, 487	① 15, 892, 444, 645	2 17, 853, 424, 678	①-② -1, 960, 980, 033
鹿屋市	1, 981, 043, 310	1, 226, 667	1, 982, 269, 977	637, 482, 514	508, 776	637, 991, 290	212, 963, 447	2, 833, 224, 714	3, 185, 508, 863	-352, 284, 149
枕崎市	612, 327, 918	340, 226	612, 668, 144	156, 502, 664	111, 813	156, 614, 477	48, 607, 186	817, 889, 807	931, 007, 698	-113, 117, 891
阿久根市	494, 085, 724	197, 994	494, 283, 718	118, 362, 435	58, 881	118, 421, 316	42, 585, 664	655, 290, 698	762, 656, 375	-107, 365, 677
出水市	1, 309, 357, 528	631, 213	1, 309, 988, 741	356, 813, 184	104, 274	356, 917, 458	117, 885, 588	1, 784, 791, 787	2, 002, 228, 557	-217, 436, 770
指宿市	1, 226, 216, 177	854, 190	1, 227, 070, 367	334, 919, 947	224, 564	335, 144, 511	108, 743, 615	1, 670, 958, 493	1, 927, 812, 706	-256, 854, 213
西之表市	366, 120, 885	419, 317	366, 540, 202	121, 516, 822	113, 827	121, 630, 649	41, 985, 128	530, 155, 979	605, 006, 962	-74, 850, 983
垂水市	337, 281, 728	141, 604	337, 423, 332	95, 713, 053	36, 398	95, 749, 451	28, 982, 111	462, 154, 894	517, 162, 177	-55, 007, 283
薩摩川内市	1, 785, 626, 446	2, 209, 365	1, 787, 835, 811	460, 155, 891	596, 470	460, 752, 361	132, 507, 503	2, 381, 095, 675	2, 708, 353, 376	-327, 257, 701
日 置 市	1, 043, 726, 314	1, 542, 223	1, 045, 268, 537	284, 843, 592	412, 382	285, 255, 974	80, 697, 740	1, 411, 222, 251	1, 569, 423, 359	-158, 201, 108
曽 於 市	988, 008, 408	655, 819	988, 664, 227	265, 930, 289	143, 050	266, 073, 339	93, 864, 289	1, 348, 601, 855	1, 511, 622, 092	-163, 020, 237
霧島市	2, 543, 725, 357	1, 957, 859	2, 545, 683, 216	671, 500, 299	714, 023	672, 214, 322	202, 424, 131	3, 420, 321, 669	3, 868, 874, 137	-448, 552, 468
いちき串木野市	628, 972, 524	385, 549	629, 358, 073	148, 103, 979	54, 809	148, 158, 788	44, 608, 683	822, 125, 544	881, 492, 163	-59, 366, 619
南さつま市	895, 229, 006	154, 408	895, 383, 414	222, 343, 987	48, 770	222, 392, 757	68, 931, 983	1, 186, 708, 154	1, 357, 634, 000	-170, 925, 846
志 布 志 市	741, 330, 134	365, 406	741, 695, 540	230, 867, 272	131, 044	230, 998, 316	80, 856, 084	1, 053, 549, 940	1, 166, 576, 669	-113, 026, 729
奄 美 市	764, 038, 519	520, 020	764, 558, 539	270, 453, 895	255, 767	270, 709, 662	100, 824, 910	1, 136, 093, 111	1, 262, 254, 213	-126, 161, 102
南九州市	1, 067, 678, 708	433, 344	1, 068, 112, 052	279, 725, 337	105, 052	279, 830, 389	103, 056, 286	1, 450, 998, 727	1, 674, 054, 776	-223, 056, 049
伊 佐 市	648, 188, 384	642, 068	648, 830, 452	159, 996, 177	190, 935	160, 187, 112	49, 720, 621	858, 738, 185	943, 970, 167	-85, 231, 982
姶 良 市	1, 520, 198, 275	1, 882, 532	1, 522, 080, 807	439, 301, 308	465, 317	439, 766, 625	116, 513, 176	2, 078, 360, 608	2, 345, 586, 942	-267, 226, 334
三 島 村	25, 142, 069	1, 118	25, 143, 187	5, 301, 048	728	5, 301, 776	1, 124, 939	31, 569, 902	27, 647, 365	3, 922, 537
十 島 村	18, 631, 546	0	18, 631, 546	5, 280, 615	0	-,,	2, 142, 842	26, 055, 003	33, 972, 764	-7, 917, 761
さつま町	512, 685, 905	311, 462	512, 997, 367	132, 106, 018	125, 165	132, 231, 183	35, 318, 724	680, 547, 274	760, 376, 984	-79, 829, 710
長 島 町	313, 036, 306	23, 398	313, 059, 704	84, 179, 354	11, 274	84, 190, 628	32, 308, 931	429, 559, 263	499, 300, 009	-69, 740, 746
湧 水 町	207, 607, 192	222, 511	207, 829, 703	62, 378, 152	57, 188	62, 435, 340	18, 389, 264	288, 654, 307	333, 610, 222	-44, 955, 915
大 崎 町	302, 324, 990	272, 700	302, 597, 690	98, 383, 503	81, 166	98, 464, 669	33, 417, 013	434, 479, 372	491, 081, 374	-56, 602, 002
東串良町	193, 673, 836	45, 679	193, 719, 515	59, 783, 104	17, 337	59, 800, 441	25, 519, 604	279, 039, 560	332, 061, 008	-53, 021, 448
錦江町	219, 174, 486	72, 994	219, 247, 480	64, 431, 050	23, 089	64, 454, 139	23, 044, 427	306, 746, 046	349, 016, 518	-42, 270, 472
南大隅町	187, 348, 396	51, 408	187, 399, 804	49, 459, 389	12, 762	49, 472, 151	16, 425, 087	253, 297, 042	290, 312, 828	-37, 015, 786
肝付町	352, 189, 325	298, 464	352, 487, 789	100, 022, 883	137, 159	100, 160, 042	33, 248, 863	485, 896, 694	528, 571, 300	-42, 674, 606
中種子町	204, 096, 960	302, 708	204, 399, 668	68, 800, 700	33, 088	68, 833, 788	24, 318, 674	297, 552, 130	345, 667, 206	-48, 115, 076
南種子町	122, 641, 594	45, 282	122, 686, 876	45, 889, 292	9, 614	45, 898, 906	16, 018, 981	184, 604, 763	215, 498, 632	-30, 893, 869
屋久島町	269, 271, 832	117, 146	269, 388, 978	103, 413, 809	43, 217	103, 457, 026	36, 928, 632	409, 774, 636	436, 415, 470	-26, 640, 834
大和村	35, 131, 752	2, 402	35, 134, 154	9, 875, 561	1, 083	9, 876, 644	3, 338, 036	48, 348, 834	60, 168, 136	-11, 819, 302
宇検村	29, 767, 365	0	29, 767, 365	10, 389, 595	0	10, 389, 595	2, 782, 651	42, 939, 611	59, 490, 752	-16, 551, 141
瀬戸内町	203, 688, 274	94, 163	203, 782, 437	58, 700, 805	75, 097	58, 775, 902	20, 890, 925	283, 449, 264	296, 914, 957	-13, 465, 693
龍郷町	137, 466, 565	0	137, 466, 565	39, 807, 985 57, 735, 397	0 070	39, 807, 985	15, 717, 073	192, 991, 623	217, 447, 225	-24, 455, 602
喜界町	142, 536, 970	123, 402	142, 660, 372		38, 670	57, 774, 067	19, 604, 982	220, 039, 421	237, 264, 917	-17, 225, 496
徳 之 島 町 天 城 町	199, 111, 333 129, 257, 311	17, 810 3, 589	199, 129, 143	73, 852, 722 41, 513, 240	8, 006 1, 449	73, 860, 728	31, 352, 806 15, 506, 601	304, 342, 677	353, 084, 368 226, 429, 415	-48, 741, 691
	129, 257, 311	3, 589 194, 152	129, 260, 900 131, 854, 927	41, 513, 240	1, 449 40, 882	41, 514, 689 43, 804, 844	15, 506, 601	186, 282, 190 193, 269, 060	226, 429, 415	-40, 147, 225 -32, 768, 614
伊仙町	131, 660, 775	194, 152	131, 854, 927	71, 738, 497	40, 882 10, 960	71, 749, 457	23, 850, 871	260, 766, 120	226, 037, 674	-32, 768, 614 -30, 640, 069
和 泊 町 知 名 町	145, 499, 642	29, 505	145, 716, 966	56, 032, 561	66, 104	56, 098, 665	23, 850, 871	222, 713, 656	261, 445, 213	-30, 640, 069
<u> </u>	145, 499, 642	88, 753	124, 608, 529	58, 960, 178	6, 770	58, 966, 948	25, 640, 352	209, 215, 829	241, 823, 658	-38, 731, 557 -32, 607, 829
分 調 則 計 計	35, 120, 117, 706	24, 589, 513	35, 144, 707, 219	9, 784, 921, 104	7, 295, 466	9, 792, 216, 570	3, 129, 937, 224	48, 066, 861, 013	54, 189, 694, 094	-6, 122, 833, 081
ĒΤ	35, 1ZU, 117, 7Ub	24, 589, 513	35, 144, 707, 219	9, 784, 921, 104	7, 295, 466	9, 192, 210, 570	3, 129, 937, 224	48, 000, 801, 013	54, 189, 694, 094	-0, 122, 833, 081

2 (3) 標準保険料率等①

<ポイント>

- 〇 標準保険料率は、都道府県内全ての市町村の標準的な水準を表す「都道府県標準保険料率」(算定方式は全国統一で2方式)と、市町村ごとの保険料率 の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」(本県の算定方式は3方式)がある。
- 〇 市町村標準保険料率は、各市町村の納付金額を基礎額として、市町村ごとに個別事情の加減算(推計可能な市町村向けの公費支援額等の減算や保健事業 費の加算等)を行った額を市町村ごとの標準的な収納率で割り戻すなどにより算出し、各市町村が国保税率を決定する際に参考とするために県が示すもの である。
- 〇 一人当たり保険税必要額は、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を被保険者数で除した額であり、低所得者に対する軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

〇都道府県標準保険料率

都道府県名	区分	【参考】R2年度	R2一人当たり
10 担		所得割率 均等割額	保険税必要額
	医療給付費分	9. 29% 54, 214円	
鹿児島県	後期高齢者支援金等分	2.56% 14,660円	116,075円
	介護納付金分	2.39% 17.587円	

	R3一人当た り保険税必要		
所得割率	均等割額		額
7. 62%	44, 803円		
2. 57%	14, 745円		101, 315円
2. 19%	15, 987円		

R 3 – R 2			R3-R2(ー 人当たり保険税	
所得割率	均等割額		必要額)	増減率
-1. 67%	-9,411円			
0.01%	85円		-14, 760円	-12. 72%
-0. 20%	-1 600円			

〇市町村標準保険料率

市町村名	区分	【参考】R2年	度	R2一人当たり
112 #1 11 40		所得割率 均等割額	平等割額	保険税必要額
	医療給付費分	10.14% 41,603円	28,731円	
鹿児島市	後期高齢者支援金等分	2. 53% 10, 196円	7,041円	122, 499円
	介 護 納 付 金 分	2. 38% 12, 231円	6, 293円	
	医療給付費分	8. 39% 34, 426円	23,774円	
鹿 屋 市	後期高齢者支援金等分	2. 57% 10, 330円	7, 134円	107, 462円
	介 護 納 付 金 分	2. 50% 12, 860円	6,617円	
	医療給付費分	10. 23% 41, 957円	28, 975円	
枕崎市	後期高齢者支援金等分	2. 53% 10, 195円	7,041円	134, 848円
	介 護 納 付 金 分	2. 34% 12, 008円	6, 179円	
	医療給付費分	9. 76% 40, 039円		
阿久根市	後期高齢者支援金等分	2. 47% 9, 967円	6,883円	117, 114円
	介 護 納 付 金 分	2. 36% 12, 136円	6, 244円	
	医療給付費分	7. 40% 30, 377円	20, 978円	
出 水 市	後期高齢者支援金等分	2.66% 10,702円	7, 391円	102, 920円
	介 護 納 付 金 分	2. 47% 12, 705円	6,537円	
	医療給付費分	9. 21% 37, 794円	26, 100円	
指 宿 市	後期高齢者支援金等分	2. 69% 10, 851円	7, 494円	122, 766円
	介 護 納 付 金 分	2. 53% 12, 981円	6,680円	
	医療給付費分	7. 03% 28, 858円	19,930円	
西之表市	後期高齢者支援金等分	2. 42% 9, 752円	6,735円	101, 713円
	介護納付金分	2. 12% 10, 890円	5,604円	
	医療給付費分	8. 50% 34, 880円	24, 088円	
垂水市	後期高齢者支援金等分	2. 57% 10, 351円	7, 149円	106, 309円
	介 護 納 付 金 分	2. 43% 12, 499円	6,431円	
	医療給付費分	9. 68% 39, 736円	27, 442円	
薩摩川内市	後期高齢者支援金等分	2. 39% 9, 644円		112,914円
	介 護 納 付 金 分	2. 22% 11, 406円	5,869円	
	医療給付費分	10.13% 41,577円	28,713円	
日 置 市	後期高齢者支援金等分	2. 58% 10, 402円	7, 184円	122, 155円
	介 護 納 付 金 分	2. 32% 11, 913円	6, 130円	

	R3一人当た り保険税必要		
所得割率 均等割額		平等割額	が休候代処安額
8. 31%	34, 299円	23, 557円	
2. 56%	10, 313円	7, 083円	107, 111円
2. 18%	11, 139円	5,496円	
6. 82%	28, 142円	19, 328円	
2. 57%	10, 351円	7, 110円	93, 196円
2. 30%	11,751円	5, 799円	
8. 49%	35,051円	24,074円	
2. 54%	10, 243円	7, 035円	117,686円
2. 16%	11,026円	5,441円	
7. 96%	32,863円	22, 571円	
2. 49%	10,012円	6,876円	101,506円
2. 18%	11, 161円	5,507円	
5. 72%	23,621円	16, 223円	
2. 61%	10,527円	7, 230円	86, 649円
2. 23%	11,423円	5,637円	
7. 59%	31,347円	21,530円	
2. 59%	10, 431円	7, 164円	108, 480円
2. 08%	10,646円	5, 253円	
5. 78%	23,874円	16,397円	
2. 46%	9,887円	6, 791円	88, 571円
1. 96%	10,007円	4, 938円	
6. 53%	26,945円	18,506円	
2. 57%	10,366円	7, 119円	88, 037円
2. 18%	11, 152円	5,503円	
7. 98%	32, 943円	22,626円	
2. 47%	9, 933円	6,822円	98, 122円
2. 06%	10,563円	5, 212円	
8. 26%	34, 097円	23, 418円	
2. 59%	10, 410円	7, 150円	105, 201円
2. 14%	10,965円	5, 410円	

	R 3 – R 2		R3-R2(- 人当たり保険税	
所得割率	均等割額	平等割額	必要額)	増減率
-1.83%	-7, 304円	-5, 174円		
0. 03%	117円	42円	-15, 388円	-12. 569
-0. 20%	-1,092円	-797円		
-1.57%	-6, 284円	-4,446円		
0.00%	21円	-24円	-14, 266円	-13. 289
-0. 20%	-1, 109円	-818円		
-1.74%	-6, 906円	-4, 901円		
0. 01%	48円	-6円	-17, 162円	-12. 739
-0. 18%	-982円	-738円		
-1.80%	-7, 176円	-5, 080円		
0. 02%	45円	-7円	-15, 608円	-13. 339
-0. 18%	-975円	-737円		
-1. 68%	-6, 756円	-4, 755円		
-0.05%	-175円	-161円	-16, 271円	-15. 819
-0. 24%	-1, 282円	-900円		
-1. 62%	-6, 447円	-4,570円		
-0.10%	-420円	-330円	-14, 286円	-11. 649
-0. 45%	-2, 335円	-1,427円		
-1. 25%	-4, 984円	-3, 533円		
0.04%	135円	56円	-13, 142円	-12. 929
-0.16%	-883円	-666円		
-1. 97%	-7, 935円	-5, 582円		
0.00%	15円	-30円	-18, 272円	-17. 199
-0. 25%	-1,347円	-928円		
-1. 70%	-6, 793円	-4,816円		
0. 08%	289円	162円	-14, 792円	-13. 109
-0.16%	-843円	-657円		
-1.87%	-7, 480円	-5, 295円		
0. 01%	8円	-34円	-16, 954円	-13. 889
-0. 18%	-948円	-720円		

2 (3) 標準保険料率等②

市町村名	区分		R2一人当たり		
巾 町 村 石	E 7	所得割率	均等割額	平等割額	保険税必要額
	医療給付費分	9. 91%	40,654円	28,076円	
曽 於 市	後期高齢者支援金等分	2. 48%	9, 974円	6,888円	131,009円
	介護納付金分	2. 38%	12, 229円	6, 293円	
	医療給付費分	9. 01%	36, 986円	25, 542円	
霧島市	後期高齢者支援金等分	2. 58%	10,385円	7, 172円	111, 903円
	介護納付金分	2. 43%	12,516円	6,440円	
	医療給付費分	10.06%	41,276円	28, 505円	
い ち き 串 木 野 市	後期高齢者支援金等分	2. 49%	10,046円	6, 938円	122, 001円
中小虾巾	介護納付金分	2. 44%	12,544円	6, 454円	
	医療給付費分	10.64%	43,660円	30, 152円	
南さつま市	後期高齢者支援金等分	2. 63%	10,608円	7, 326円	131, 196円
	介護納付金分	2. 50%	12,829円	6,601円	
	医療給付費分	8. 07%	33, 100円	22,859円	
志布志市	後期高齢者支援金等分	2. 56%	10, 290円	7, 106円	111, 049円
	介護納付金分	2. 32%	11,952円	6, 150円	
	医療給付費分	6. 99%	28, 680円	19,806円	
奄 美 市	後期高齢者支援金等分	2. 60%	10,477円	7, 236円	90, 059F
	介護納付金分	2. 37%	12, 209円	6, 282円	
	医療給付費分	10. 04%	41, 181円	28, 440円	
南九州市	後期高齢者支援金等分	2. 44%	9,844円	6,799円	144, 593F
,,,	介護納付金分	2. 25%	11,568円	5, 952円	,
	医療給付費分	9. 88%	40. 534円	27, 993円	
伊 佐 市	後期高齢者支援金等分	2. 41%	9,698円	6,698円	118,005₽
12 11	介護納付金分	2. 42%	12, 430円	6, 396円	,,
	医療給付費分	9. 36%	38, 404円	26, 522円	
姶 良 市	後期高齢者支援金等分	2. 61%	10,514円	7, 261円	116, 274₽
74 2 11	介護納付金分	2. 63%	13,509円	6,951円	,
	医療給付費分	10. 91%	44. 775円	30. 922円	
三 島 村	後期高齢者支援金等分	2. 73%	10,976円	7, 580円	136, 713₽
_ 11	介護納付金分	2. 59%	13, 335円	6,862円	100, 7101
	医療給付費分	2. 81%	11,537円	7, 967円	
十 島 村	後期高齢者支援金等分	2. 53%	10, 183円	7,033円	80, 973F
1 420 11	介護納付金分	2. 44%	12, 552円	6, 459円	00, 3701
	医療給付費分	10. 38%	42, 601円	29, 420円	
さつま町	後期高齢者支援金等分	2. 47%	9, 930円	6,858円	129, 921F
C 2 6 m	介護納付金分	2. 02%	10, 390円	5, 346円	120, 5211
	医療給付費分	6. 62%	27, 148円	18, 749円	
長 島 町	後期高齢者支援金等分	2. 56%	10, 291円	7, 107円	99. 753₽
<u> Д</u>	介護納付金分	2. 42%	12. 436円	6. 399円	33, 7001
	医療給付費分	8. 47%	34, 769円	24, 011円	
湧 水 町	後期高齢者支援金等分	2. 55%	10, 283円	7, 101円	110, 255円
历 小 呵	介護納付金分	2. 43%	12, 478円	6, 421円	110, 2331
	医療給付費分	8. 60%	35, 288円	24, 370円	
大 崎 町		2. 62%	10, 552円	7, 287円	114, 595₽
/\ MD M]	後期高齢者支援金等分 介 護 納 付 金 分	2. 62%	12, 905円	6,640円	114, 333
		9. 58%	39, 322円	27, 156円	
東串良町	医療給付費分	9. 58% 2. 61%	10, 519円	7, 264円	146, 322F
米 中 戊 凹	後期高齢者支援金等分				140, 322
	介護納付金分	2. 42%	12, 438円	6, 400円	
₽ .	医療給付費分	9. 19%	37, 701円	26,036円	101 770
錦 江 町	後期高齢者支援金等分	2. 61%	10, 492円	7, 246円	121, 770円
	介 護 納 付 金 分	2. 43%	12, 494円	6, 429円	<u> </u>

	5.0 F #		D 0 1 1/1 #
	R 3 年度		R3一人当た り保険税必要
所得割率	均等割額	平等割額	額
8. 19%	33,816円	23, 225円	
2. 53%	10, 198円	7,004円	114, 755円
2. 23%	11,389円	5,620円	
7. 21%	29, 763円	20, 442円	
2. 57%	10,365円	7, 119円	95, 918円
2. 22%	11, 367円	5,609円	
8. 05%	33, 241円	22,830円	
2. 53%	10, 183円	6,994円	103, 716円
2. 24%	11, 450円	5,650円	
8. 16%	33, 689円	23, 138円	
2. 62%	10,554円	7, 249円	107, 573円
2. 27%	11,604円	5,726円	
6. 68%	27,600円	18,956円	
2. 53%	10, 183円	6,994円	99, 384円
1.96%	10,040円	4, 954円	
5. 74%	23,686円	16, 268円	
2. 61%	10,524円	7, 228円	80, 276円
2. 18%	11, 176円	5,515円	
8. 63%	35,641円	24, 479円	
2. 52%	10, 141円	6,965円	128, 073円
2. 14%	10, 931円	5,394円	
8. 02%	33, 123円	22,749円	
2. 47%	9,940円	6,827円	102, 096円
2. 23%	11, 423円	5,637円	
7. 83%	32, 321円	22, 198円	
2. 61%	10,504円	7, 215円	102, 203円
2. 42%	12,360円	6,099円	
11. 97%	49, 432円	33,951円	140 000
2. 64%	10,647円	7, 312円	148, 368円
2. 35%	12,046円	5,944円	
4. 85%	20,025円	13,753円	00.055
1. 93%	7, 781円	5,344円	90, 955円
1. 64%	8,370円	4, 130円	
8. 42%	34, 753円	23,869円	110 0100
2. 47%	9,936円	6,824円	112,018円
1. 94%	9, 938円	4,904円	
6. 21%	25, 653円	17,619円	92, 836円
2. 56%	10, 293円	7,070円	92, 830円
2. 23%	11,412円 31,939円	5,631円	
7. 74%	,	21,936円	101, 972円
2. 56%	10, 297円 11, 250円	7,072円 5,551円	101, 972円
2. 20% 7. 12%	29. 394円	20. 189円	
2. 61%	10, 515円	7, 222円	100, 698円
2. 01%	11, 798円	5,822円	100, 030
8. 09%	33, 382円	22, 927円	
2. 59%	10. 450円	7, 177円	127, 527円
2. 39%	11, 369円	5,610円	127, 527
8. 29%	34, 233円	23, 512円	
2. 62%	10, 560円	7, 252円	111,537円
2. 02%	11, 441円	5,646円	111, 557
Z. Z4%	11,441円	り, 040円	

Ī		R 3 - R 2		R3-R2(-		
İ	所得割率	均等割額	平等割額	人当たり保険税 必要額)	増減率	
İ	-1. 72%	-6,838円	-4,851円			
İ	0. 05%	224円	116円	-16, 254円	-12. 419	
İ	-0. 15%	-840円	-673円			
Ī	-1.80%	-7, 223円	-5, 100円			
İ	-0.01%	-20円	-53円	-15, 985円	-14. 289	
İ	-0. 21%	-1, 149円	-831円			
Ī	-2. 01%	-8,035円	-5,675円			
	0.04%	137円	56円	-18, 285円	-14. 999	
	-0. 20%	-1,094円	-804円			
ı	-2.48%	-9, 971円	-7, 014円			
	-0. 01%	-54円	-77円	-23, 623円	-18. 019	
ı	-0. 23%	-1, 225円	-875円			
	-1. 39%	-5,500円	-3, 903円			
	-0. 03%	-107円	-112円	-11,665円	-10. 509	
ı	-0. 36%	-1, 912円	-1, 196円			
	-1. 25%	-4, 994円	-3,538円			
	0. 01%	47円	-8円	-9, 783円	-10. 869	
ļ	-0. 19%	-1,033円	-767円			
ļ	-1.41%	-5, 540円	-3, 961円			
ļ	0. 08%	297円	166円	-16, 520円	-11. 439	
ļ	-0.11%	-637円	-558円			
ļ	-1.86%	-7,411円	-5, 244円	45.000=	40.400	
ļ	0.06%	242円	129円	-15, 909円	-13. 489	
ŀ	-0.19%	-1,007円	-759円			
ŀ	-1. 53%	-6, 083円	-4, 324円	14 071 07	10 10	
ŀ	0.00%	-10円	-46円	-14, 071円	-12. 10	
ŀ	-0. 21%	-1, 149円	-852円			
ŀ	1.06%	4, 657円	3, 029円	11,655円	0 500	
ŀ	-0.09%	-329円	-268円	11,000円	8. 53	
ł	-0. 24% 2. 04%	-1, 289円 8, 488円	-918円 5, 786円			
ł	-0. 60%	-2, 402円	-1, 689円	9, 982円	12. 339	
ł	-0. 80%	-4, 182円	-2, 329円	9, 902	12. 33/	
ł	-1. 96%	-7, 848円	-5, 551円			
ł	0.00%	6円	-3, 331円	-17, 903円	-13. 789	
ł	-0. 08%	-452円	-442円	17, 5001 1	10.70	
ł	-0.41%	-1, 495円	-1, 130円			
ł	0. 00%	2円	-37円	-6, 917円	-6. 939	
ł	-0. 19%	-1,024円	-768円	.,		
ł	-0. 73%	-2,830円	-2,075円			
Ì	0. 01%	14円	-29円	-8, 283円	-7. 519	
İ	-0. 23%	-1, 228円	-870円			
İ	-1. 48%	-5, 894円	-4, 181円			
İ	-0. 01%	-37円	-65円	-13,897円	-12. 139	
ı	-0. 20%	-1, 107円	-818円			
j	-1.49%	-5, 940円	-4, 229円			
j	-0. 02%	-69円	-87円	-18, 795円	-12. 849	
j	-0. 20%	-1,069円	-790円			
ĺ	-0. 90%	-3, 468円	-2,524円			
j	0. 01%	68円	6円	-10, 233円	-8. 409	
	-0.19%	-1,053円	-783円			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

2 (3) 標準保険料率等③

市町村名	,	区分	I	【参考】R2年度	Ę	R2一人当たり
(T) (L) (T) (T)	_	<u>Б</u> 7	所得割率	均等割額	平等割額	保険税必要額
		医療給付費分	9. 68%	39, 716円	27, 428円	
南大隅町	ijŢ	後期高齢者支援金等分	2. 48%	9,986円	6,896円	120,010円
		介 護 納 付 金 分	2. 29%	11, 754円	6,048円	
		医療給付費分	9.84%	40, 363円	27, 875円	
肝付田	ļŢ	後期高齢者支援金等分	2. 27%	9, 149円	6, 318円	113,828円
		介 護 納 付 金 分	2. 43%	12,506円	6, 435円	
		医療給付費分	7. 65%	31, 379円	21,670円	
中種子町	ļŢ	後期高齢者支援金等分	2. 69%	10,839円	7, 485円	118, 230円
		介 護 納 付 金 分	2. 38%	12, 220円	6, 288円	
		医療給付費分	7. 58%	31,095円	21, 474円	
南 種 子 田	ļŢ	後期高齢者支援金等分	2. 62%	10,553円	7, 288円	112, 272円
		介護納付金分	2. 20%	11, 291円	5, 810円	
		医療給付費分	6. 59%	27, 051円	18, 682円	
屋久島町	ļŢ	後期高齢者支援金等分	2. 66%	10,692円	7, 384円	86, 875円
		介 護 納 付 金 分	2. 46%	12,664円	6,516円	
		医療給付費分	9. 78%	40, 122円	27, 709円	
大 和 柞	寸	後期高齢者支援金等分	2. 60%	10, 482円	7, 239円	110,711円
		介護納付金分	2. 55%	13, 118円	6, 750円	
		医療給付費分	4. 83%	19,815円	13, 684円	
宇検を	寸	後期高齢者支援金等分	2. 54%	10, 217円	7, 056円	67, 808円
		介護納付金分	2. 35%	12,071円	6, 211円	
	内町	医療給付費分	6. 61%	27, 132円	18, 737円	
瀬戸内田		後期高齢者支援金等分	2. 38%	9, 588円	6,621円	81, 705円
		介護納付金分	2. 19%	11, 277円	5, 803円	
	町	医療給付費分	9. 74%	39,966円	27,601円	
龍 郷 田		後期高齢者支援金等分	2. 54%	10, 223円	7,060円	119,755円
		介護納付金分	2. 50%	12,870円	6,622円	
		医療給付費分	5. 93%	24, 316円	16, 793円	
喜 界 田	町	後期高齢者支援金等分	2. 80%	11, 278円	7, 789円	86, 280円
		介護納付金分	2. 35%	12, 106円	6, 229円	
		医療給付費分	6. 67%	27, 378円	18, 907円	
徳 之 島 田	Į,	後期高齢者支援金等分	2. 69%	10,843円	7, 488円	77, 920円
		介護納付金分	2. 61%	13, 442円	6, 917円	
-		医療給付費分	6. 92%	28, 401円	19,614円	70 070-
天 城 田	ıl.	後期高齢者支援金等分	2. 66%	10,722円	7, 405円	78, 079円
		介護納付金分	2. 36%	12, 148円	6, 251円	
/m // m		医療給付費分	6. 01%	24,642円	17,018円	05 005
伊 仙 田	ıl.	後期高齢者支援金等分	2. 88%	11,584円	8,000円	65, 225円
		介護納付金分	2. 68%	13, 788円	7, 095円	
In 14 m	_	医療給付費分	6. 50%	26,656円	18, 409円	100 400
和泊田	IJ	後期高齢者支援金等分	2. 63%	10,596円	7, 318円	102, 436円
		介護納付金分	2. 31%	11,899円	6, 123円	
/m /2 m	.	医療給付費分	6. 91%	28, 356円	19,583円	06 065
知 名 田	IJ	後期高齢者支援金等分	2. 58%	10, 382円	7,170円	96, 365円
		介護納付金分	2. 33%	11, 985円	6, 167円	
<u> </u>	.	医療給付費分	5. 51%	22, 623円	15,624円	100 400
与 論 田	IJ	後期高齢者支援金等分	2. 60%	10,451円	7, 218円	100, 439円
		介護納付金分	2. 45%	12,608円	6, 488円	

	R 3 年度		R3一人当た
所得割率	均等割額	平等割額	り保険税必要 額
8. 14%	33, 595円	23,074円	
2. 51%	10,092円	6, 931円	106, 655円
2. 11%	10, 768円	5,314円	
7. 64%	31,530円	21,655円	
2. 52%	10, 150円	6,971円	96,834円
2. 22%	11, 382円	5,616円	
6. 38%	26, 324円	18,080円	
2. 71%	10, 915円	7, 497円	103, 614円
2. 19%	11, 215円	5,534円	
6. 87%	28, 368円	19, 483円	
2. 64%	10,614円	7, 290円	104, 222円
2. 06%	10,541円	5, 202円	
5. 63%	23, 229円	15, 954円	
2. 66%	10,698円	7, 347円	77, 637円
2. 25%	11,503円	5,676円	
7. 80%	32, 208円	22, 121円	
2. 61%	10,512円	7, 220円	93, 875円
2. 28%	11,642円	5,745円	
4. 78%	19,716円	13,541円	
2. 49%	10,008円	6,874円	67, 684円
2. 11%	10,771円	5,315円	
5. 53%	22,841円	15,688円	
2. 39%	9,609円	6,600円	73, 985円
2. 03%	10, 389円	5, 126円	
7. 81%	32, 247円	22, 148円	
2. 55%	10, 282円	7, 062円	103, 991円
2. 31%	11, 794円	5,819円	
5. 13%	21, 163円	14, 535円	
2. 79%	11, 227円	7, 711円	77, 999円
2. 16%	11,065円	5,460円	
5. 71%	23, 573円	16, 191円	
2. 71%	10, 920円	7,500円	69, 971円
2. 46%	12, 583円	6, 209円	
5. 87%	24, 228円	16,640円	27.405
2. 64%	10,643円	7, 310円	67, 129円
2. 21%	11, 280円	5,566円	
5. 24%	21,652円	14,871円	50.046
2. 80%	11, 276円	7,745円	59, 813円
2. 46%	12,571円	6, 203円	
5. 67%	23, 396円	16,068円	00 0075
2. 63%	10,588円	7, 272円	92, 997円
2. 13%	10,905円	5,381円	
5. 85%	24, 147円	16,585円	04 4005
2. 54%	10, 209円	7,012円	84, 439円
2. 16%	11,037円	5,446円	
4. 90%	20, 225円	13,891円	00 110
2. 61%	10,513円	7, 221円	92, 116円
2. 23%	11,406円	5,628円	

	R 3 - R 2	R3-R2(-		
所得割率	均等割額	平等割額	人当たり保険税 必要額)	増減率
-1.54%	-6, 121円	-4, 354円		
0. 03%	106円	35円	-13, 355円	-11. 13%
-0. 18%	-986円	-734円		
-2. 20%	-8, 833円	-6, 220円		
0. 25%	1,001円	653円	-16, 994円	-14. 93%
-0. 21%	-1, 124円	-819円		
-1. 27%	-5, 055円	-3, 590円		
0. 02%	76円	12円	-14,616円	-12. 36%
-0. 19%	-1,005円	-754円		
-0. 71%	-2, 727円	-1,991円		
0. 02%	61円	2円	-8, 050円	-7. 17%
-0.14%	-750円	-608円		
-0.96%	-3,822円	-2, 728円		
0.00%	6円	-37円	-9, 238円	-10.63%
-0. 21%	-1, 161円	-840円		
-1.98%	-7, 914円	-5, 588円		
0. 01%	30円	-19円	-16,836円	-15. 21%
-0. 27%	-1,476円	-1,005円		
-0. 05%	-99円	-143円		
-0.05%	-209円	-182円	-124円	-0. 18%
-0. 24%	-1, 300円	-896円		
-1.08%	-4, 291円	-3,049円		
0. 01%	21円	-21円	-7, 720円	-9. 45%
-0.16%	-888円	-677円		
-1.93%	-7, 719円	-5, 453円		
0. 01%	59円	2円	-15, 764円	-13. 16%
-0. 19%	-1,076円	-803円		
-0. 80%	-3, 153円	-2, 258円		
-0.01%	-51円	-78円	-8, 281円	-9. 60%
-0. 19%	-1,041円	-769円		
-0.96%	-3,805円	-2,716円		
0. 02%	77円	12円	-7, 949円	-10. 20%
-0. 15%	-859円	-708円		
-1.05%	-4, 173円	-2, 974円		
-0. 02%	-79円	-95円	-10, 950円	-14. 02%
-0. 15%	-868円	-685円		
-0. 77%	-2, 990円	-2, 147円		
-0. 08%	-308円	-255円	-5, 412円	-8. 30%
-0. 22%	-1, 217円	-892円		
-0. 83%	-3, 260円	-2,341円		
0.00%	-8円	-46円	-9, 439円	-9. 21%
-0. 18%	-994円	-742円		
-1.06%	-4, 209円	-2, 998円		
-0. 04%	-173円	-158円	-11,926円	-12. 38%
-0. 17%	-948円	-721円		
-0.61%	-2, 398円	-1,733円		
0. 01%	62円	3円	-8, 323円	-8. 29%
-0. 22%	-1, 202円	-860円		

2 (4) 国民健康保険保険給付費等交付金 (普通交付金)

<ポイント>

〇 国民健康保険保険給付費等交付金のうち、普通交付金は、平成30年度以降、市町村が療養の給付等に要する費用を支払うために 必要な額を全額県から市町村へ交付するものである。

(単位:円) (単位:円)

			(単位:口)				(単位・口/
市町村名	〈参考〉R2年度	R3年度	R3-R2	市町村名	〈参考〉R2年度	R3年度	R3-R2
鹿児島市	48, 435, 113, 000	49, 142, 829, 000	707, 716, 000	長島町	1, 298, 630, 000	1, 499, 570, 000	200, 940, 000
鹿屋市	8, 030, 744, 000	8, 532, 612, 000	501, 868, 000	湧水町	1, 047, 100, 000	1, 065, 966, 000	18, 866, 000
枕崎市	2, 531, 978, 000	2, 697, 350, 000	165, 372, 000	大崎町	1, 307, 125, 000	1, 338, 473, 000	31, 348, 000
阿久根市	2, 182, 111, 000	2, 265, 301, 000	83, 190, 000	東串良町	585, 757, 000	715, 168, 000	129, 411, 000
出水市	5, 458, 697, 000	5, 616, 304, 000	157, 607, 000	錦江町	1, 033, 078, 000	1, 216, 547, 000	183, 469, 000
指宿市	4, 738, 712, 000	4, 804, 188, 000	65, 476, 000	南大隅町	1, 048, 906, 000	1, 037, 354, 000	1 1, 552, 000
西之表市	1, 404, 865, 000	1, 501, 731, 000	96, 866, 000	肝付町	1, 468, 052, 000	1, 547, 009, 000	78, 957, 000
垂水市	1, 403, 071, 000	1, 664, 377, 000	261, 306, 000	中種子町	731, 326, 000	882, 246, 000	150, 920, 000
薩摩川内市	8, 075, 955, 000	8, 168, 675, 000	92, 720, 000	南種子町	622, 462, 000	662, 237, 000	39, 775, 000
日置市	4, 452, 143, 000	4, 671, 053, 000	218, 910, 000	屋久島町	1, 239, 490, 000	1, 342, 084, 000	102, 594, 000
曽於市	3, 786, 649, 000	4, 104, 506, 000	317, 857, 000	大和村	141, 901, 000	128, 345, 000	1 3, 556, 000
霧島市	10, 460, 246, 000	10, 967, 273, 000	507, 027, 000	宇検村	141, 722, 000	130, 430, 000	1 1, 292, 000
いちき串木野市	2, 895, 576, 000	3, 236, 422, 000	340, 846, 000	瀬戸内町	753, 847, 000	912, 404, 000	158, 557, 000
南さつま市	4, 010, 127, 000	4, 195, 158, 000	185, 031, 000	龍郷町	542, 854, 000	490, 579, 000	▲ 52, 275, 000
志布志市	3, 176, 439, 000	3, 476, 779, 000	300, 340, 000	喜界町	739, 797, 000	729, 107, 000	1 0, 690, 000
奄美市	3, 276, 057, 000	3, 337, 377, 000	61, 320, 000	徳之島町	1, 005, 152, 000	1, 068, 053, 000	62, 901, 000
南九州市	4, 024, 018, 000	4, 098, 949, 000	74, 931, 000	天城町	815, 415, 000	730, 787, 000	A 84, 628, 000
伊佐市	2, 509, 823, 000	2, 601, 759, 000	91, 936, 000	伊仙町	867, 086, 000	803, 072, 000	△ 64, 014, 000
姶良市	6, 596, 271, 000	6, 957, 426, 000	361, 155, 000	和泊町	641, 644, 000	777, 468, 000	135, 824, 000
三島村	62, 904, 000	72, 465, 000	9, 561, 000	知名町	630, 111, 000	766, 446, 000	136, 335, 000
十島村	185, 712, 000	216, 504, 000	30, 792, 000	与論町	402, 820, 000	392, 133, 000	1 0, 687, 000
さつま町	2, 298, 312, 000	2, 263, 851, 000	4 34, 461, 000	計	147, 059, 798, 000	152, 828, 367, 000	5, 768, 569, 000

参考資料

鹿児島県国民健康保険運営方針<概要版>

「皿 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法」のみ抜粋

平成29年11月 鹿児島県

Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法①

県国保運営方銀 <概要版>より

1 現 状

- 現行の保険料(税)算定方式 → 3方式:12市町村、4方式:31市町村
- 応能割と応益割 → 応能割と応益割の割合は,50:50が基本

■平成27年度 本県市町村国保の 応能割. 応益割の割合(医療分)

応能割			 			
心肥制	所得割	資産割	応益割	均等割	平等割	
51.13%	47.77%	3.36%	48.87%	30.46%	18.41%	

○ 賦課限度額 → 地方税法施行令第56条の88の2に定める額と同額で設定

■平成29年度賦課限度額

基礎賦課分	54万円
後期高齢者支援金等賦課分	19万円
介護納付金賦課分	16万円

- 2 標準的な保険料(税)算定方針
- 〇 基礎的な算定方針

算定方針等

- ① 本県においては、当面、統一の保険料水準とはしない(※統一に向けては引き続き検討)。
- ② 本県においては、当面、高額医療費を共同で負担するための調整は行わない(※引き続き検討)。
- ③ 納付金として集める対象範囲は療養の給付のみとし、出産育児一時金、葬祭費等に拡大しない。

Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法②

〇 主に納付金の算定に必要な係数,方針

県国保運営方針 <概要版>より

項目	算定方針等
① αの設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本 (激変緩和で α の調整は基本行わない)
② βの設定の仕方	β =本県の所得係数 (H28=0.649(医療分)) を基本 (激変緩和でβの調整は基本行わない)
③ 賦課限度額	地方税法施行令に示されている限度額とする。 (H29:医療分54万円,後期分19万円,介護分16万円)
④ 保険者努力支援制度(県分)の取扱い	納付金総額から差し引く。
⑤ 所得のシェアや人数のシェアで納 付金の配分を行う際の算定方式	世帯数を勘案する(=3方式)。

〇 主に標準保険料率の算定に必要な係数,方針

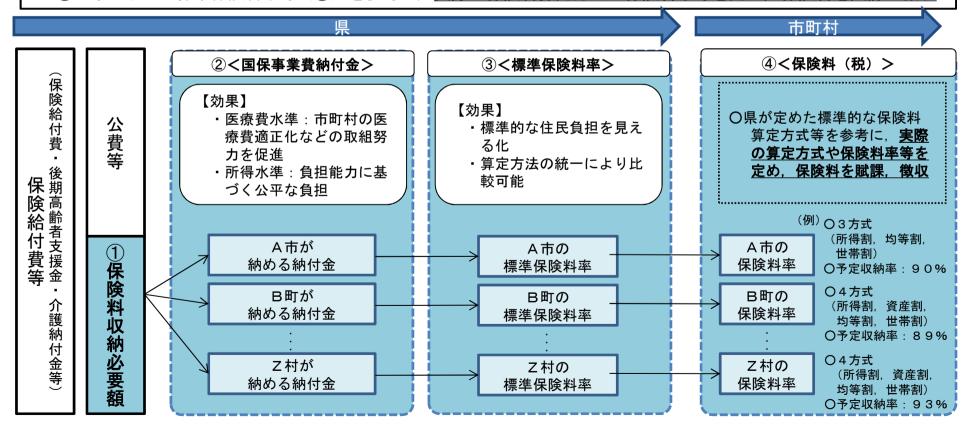
項 目	算定方針等
① 標準的な収納率	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3か年の平均値 により設定
② 標準的な算定方式	3方式
③ 所得割指数,資産割指数,均等割指数,平等 割指数	所得割指数=1.0 均等割指数=0.7 平等割指数=0.3
④ 県繰入金を活用した激変緩和措置の調整する 範囲	県が一定割合を設定

Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法③

県国保運営方針 <概要版>より

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額(国保事業費納付金)を決定(医療費水準,所得水準を考慮)
 - ③ 標準的な保険料の算定方法 (算定方式, 市町村規模別の収納目標等), 市町村ごとの標準保険料率を示す
- 〇 市町村は,
 - ④ 県が示した標準保険料率等(③)を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



Ⅲ 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法④

県国保運営方針 <概要版>より

3 激変緩和措置

- O 市町村ごとの納付金の額を決定する際の α . β の設定
 - α , β の値の調整による激変緩和措置は行わないことを基本とする(本県では、「 α = 1」「 β : 1」が基本)。

〇 県繰入金の活用

- 市町村ごとの状況に応じたきめ細やかな対応を行うため、県繰入金の活用により激変緩和措置を行う。
- ・ 県繰入金を活用した激変緩和措置については、平成28年度と当該年度の1人当たり保険料(税)必要額を比較した上で、県が毎年度「一定割合」を定め、それを超える場合に行う。
- 県繰入金を活用した激変緩和措置は平成30年度から令和5年度までの6年間実施することを基本とする。

〇 財政安定化基金(特例基金)の活用

・ 県繰入金の活用による激変緩和措置を行う際は、他の市町村へ影響が出ないよう特例基金を活用する。

